島根県電子カルテシステム導入支援事業実施要綱

１　目的

病院、診療所等における電子カルテシステムの導入を支援し、本県における電子カルテシステムの普及と、病院、診療所、薬局、訪問看護ステーション等の医療機関間における診療情報の共有を促進する。

２　事業の実施主体

　　島根県内の病院、診療所、休日夜間急患センターの開設者

３　実施内容

（１）病院における電子カルテシステム導入支援事業

　　　病院における電子カルテシステムの整備に必要な経費を支援する。

（２）診療所における電子カルテシステム導入支援事業

　　　診療所における電子カルテシステムの整備に必要な経費を支援する。

（３）休日夜間急患センターにおける電子カルテ導入支援事業

　　　休日夜間急患センターにおける電子カルテシステムの整備に必要な経費を支援する。

４　補助対象

　　補助対象となる電子カルテシステムは、医師の診療録を電子化する機能をを有するシステムを中心として、当該システムと一体的に導入する一連のシステムとする。

５　補助条件

（１）病院における電子カルテシステム導入支援事業

①電子カルテシステムを新規に導入するものであること。

②まめネットに加入し、連携カルテサービスに同意患者の診療情報を提供すること。なお、診療情報の提供に当たっては、自動的に最新の診療情報が提供できるシステムを整備すること。

③導入する電子カルテシステムは、最新の厚生労働省標準規格のうち、該当するものを使用していること。

④最新の「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」を遵守した運用を行うこと。

（２）診療所における電子カルテシステム導入支援事業

①電子カルテシステムを新規に導入するもの、電子カルテシステムを更新するもの又は診療情報をまめネットに提供するために電子カルテシステムの改修等を行うものであること。

②まめネットに加入し、連携カルテサービスに同意患者の診療情報を提供すること。なお、診療情報の提供に当たっては、自動的に最新の診療情報が提供できるシステムを整備すること。

③電子カルテシステムを新規に導入する場合又は更新する場合は、次のいずれかの条件を満たすこと。

ア　まめネットで稼働する在宅医療を支援するサービスを利用し、在宅医療に関わる多職種間でまめネットによる情報共有を行うこと。

イ　自院患者に対して積極的にまめネット参加勧奨を行うこと。

④導入する電子カルテシステムは、最新の厚生労働省標準規格のうち、該当するものを使用していること。

⑤最新の「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」を遵守した運用を行うこと。

（３）休日夜間急患センターにおける電子カルテ導入支援事業

①電子カルテシステムを新規に導入するもの、電子カルテシステムを更新するもの又は診療情報をまめネットに提供するために電子カルテシステムの改修等を行うものであること。

②まめネットに加入し、連携カルテサービスに同意患者の診療情報を提供すること。なお、診療情報の提供に当たっては、自動的に最新の診療情報が提供できるシステムを整備すること。

③導入する電子カルテシステムは、最新の厚生労働省標準規格のうち、該当するものを使用していること。

④最新の「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」を遵守した運用を行うこと。

　　　附　則

　この要綱は、平成２４年１月２０日から施行する。

　　　附　則

　この要綱は、平成２７年１月２２日から施行する。

　　　附　則

　この要綱は、平成２７年５月１日から施行する。

　　　附　則

　この要綱は、平成２９年５月２５日から施行する。

　　　附　則

　この要綱は、平成３０年５月２５日から施行する。